



平成 30 年 7 月 11 日

荷 主 団 体 殿

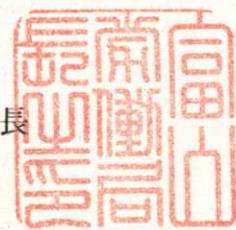
北陸信越運輸局富山運輸支局長



富 山 県 警 察 本 部 長



富 山 労 働 局 長



トラック運送事業の輸送秩序確立に関する協力について（お願い）

平素は、運輸・警察・労働行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は、国内貨物輸送量（トン数）の90%以上を占め、産業活動や国民生活に欠くことのできない基幹産業である一方、一たびトラックによる交通事故が発生してしまうと重大な被害を生じさせる恐れが高く、その防止に向けた取組はトラック運送事業及び荷主等、関係する企業の社会的責任となっています。

トラックによる交通事故の原因には、運転者の長時間労働による過労運転、ブレーキ性能の低下等を招く過積載や速度超過等が挙げられ、この防止のためにはトラック運送事業者のみならず、荷主の御理解と御協力が不可欠です。

特に長時間労働については、トラック運送事業においては、全産業に比べ総労働時間が長く、荷主都合による手待ち時間の増加などの実態があり、トラック運

送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難であることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

また、近年、トラック運送事業に係る規制緩和に伴い価格競争が激化した結果、運転者の賃金低下、さらには労働力不足が生じ、このことが長時間労働を助長させているとの指摘もあり、この悪循環を是正するためには、運賃・料金の適正化が喫緊の課題となっています。

このため、トラック運送事業の輸送秩序確立のために別紙の各事項について御理解をいただくとともに、貴団体発行の機関誌（紙）への掲載等による広報、会合等における貴団体傘下の事業場への周知につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、7月21日（土）から7月30日（月）の間、「さわやかに 夏を走ろう 北陸路」をスローガンに、北陸三県統一「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

貴団体におかれましては、この趣旨を十分に御理解の上、交通事故の防止により一層の御尽力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

## 1 長時間労働による過労運転の防止について

運転者の長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす健康障害や、過労運転につながる要因となり、重大な交通事故を招く原因となります。

このため、トラック運送事業者には、労働基準法のほか、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示）、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（国土交通省告示）により以下の遵守が求められています。

項目	告示の内容	
拘束時間の限度 (労働時間+休憩時間)	1か月	原則 293時間
	1日	原則 13時間
休息期間	継続8時間以上	
運転時間の限度	1日平均	1日当たり 9時間
	1週平均	1週当たり 44時間
連続運転時間の限度	4時間以内 運転4時間以内に30分以上の休憩等、又は、運転4時間以内に1回10分以上、計30分以上の分割休憩等を付与すること	
休日労働の限度	2週間に1回	

一方、国においては、平成27年から学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省、国土交通省）などにより構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央と各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、長時間労働の抑制とその定着に取り組んでおります。なお、国土交通省のホームページで、同協議会の情報を掲載しており、昨年度の全国のパイロット事業（改善の実証実験）の概要を紹介していますので、参考にご覧下さい。

([http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/kyogikai\\_tokusetsu.html](http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/kyogikai_tokusetsu.html))

このため、荷主におかれても、計画的・合理的な発注、適正な運行時間を見込んだ輸送時間の確保、荷受け・荷卸時の手待ち時間の短縮に努めることにより、運転者の長時間労働による過労運転の防止に御協力ください。

また、荷の到着時刻の指定等に際しては、トラック運送事業者における安全運行のため、ゆとりある輸送時間の確保に御配慮されますようお願いいたします。

## 2 過積載運行等の防止について

トラックの過積載運行は、ブレーキ性能の低下、衝突時の衝撃力の増大、バランスを崩しやすい走行状態等から重大事故を招くこととなる悪質かつ危険な違反行為です。また、過積載車両による運行は環境への悪影響や道路損壊につ

ながるなど社会的影響が大きく、こうした状況はトラック運送事業の信頼性を損ない、ひいてはその経営基盤を揺るがすこととなります。

このような過積載運行等の違反行為を行った者に対しては「許可の取消し」等の厳正な処分により対処していますが、荷主との取引関係をも視野に入れた環境整備も必要であり、道路交通法では、荷主等に対する「警察署長の過積載再発防止命令」措置等も規定されているところです。

違反行為の防止に当たっては、トラック運送事業者の更なる自覚を求めることが重要ですが、一方で荷主の皆様の御理解と御協力が不可欠と考えており、十分な御配慮をお願いします。

### 3 トラックの運賃・料金について

費用負担のない荷役作業や輸送原価を下回る低運賃での運送依頼は、運送事業者にとって無理な運行を行わせることとなり、運転者の安全管理及び安全運行等をおろそかにさせ、交通事故等の災害を誘発させる行為につながりかねません。

交通事故、労働災害防止のためにも適正な運賃料金での運送依頼を行うよう御理解をお願いします。

なお、国においては、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に立ち上げ、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めております。

その方策の一つとして、「附帯作業費・高速代」等について「運賃とは別立て」で収受できる環境を作ることが効果的との同検討会での議論を受け、平成29年8月から「標準貨物自動車運送約款」、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」等を一部改正し、荷待ちに対する対価を「待機時間料」、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」と規定する等、「料金」と運送の対価である「運賃」との明確化を図ったところです。トラック運送事業の安定的な輸送を確保し、我が国の経済成長を持続可能なものとするためにも適正取引の推進について御協力をお願いします。

### 4 その他

#### (1) 白ナンバーの自家用トラック利用の排除について

白ナンバーの自家用トラックで他人の貨物を有償で運送することは、法律で禁止されております。

貨物の運送依頼については、厳しい運行管理と車両管理の下、安全、確実に効率的な輸送を事業の基本としている許可運送事業者を御利用ください。

#### (2) 駐車違反の防止について

平成 18 年の道路交通法の一部改正により放置駐車違反については、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置き、短時間の違反であっても取締りが行われております。

1 台 1 台の駐車時間は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか交通事故の原因にもなります。

また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習者には、公安委員会から一定期間の車両使用制限命令が行われることになっております。

荷主の皆様には、トラックが駐車できる駐車場を確保するなど、トラック運送事業者が駐車違反を発生させないよう御配慮をお願いします。

### (3) 労働災害の防止について

トラック運送事業における労働災害は、交通事故のほか、荷主先での荷役作業中に多く発生しています。

このため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(厚生労働省)に基づき、荷主におかれても、添付の「荷役 5 大災害防止対策チェックリスト」を活用し荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

(取組例)

- ・ トラック運送事業者との安全衛生協議組織の設置
- ・ 荷役作業場所の床の凹凸や照度の改善
- ・ 安全な通路の確保
- ・ 墜落制止用器具 (安全带) 取付設備の設置

## 荷役 5 大災害防止対策チェックリスト

（荷主、配送先、元請事業者等用）

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない -：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、 ×の記入)	改善方針等  (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	<p>保護帽の着用</p> <p>荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか（事前に陸運事業者との間で取り決め等しておくことが望まれる）。</p>		
墜落・転落災害	<p>安全に作業できる設備の設置</p> <p>荷主等が管理する施設において、プラットフォーム（移動式のものを含む）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。</p>		
	<p>荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置していますか。</p>		
荷崩れ	<p>安全なパレットの提供</p> <p>荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。</p>		
フォークリフト使用時	<p>適切な資格者による運転</p> <p>陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。</p>		
	<p>荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。</p>		

	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後退時	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>